

周防大島町プレミアム商品券 ご利用者の皆様へ

この度は、周防大島町プレミアム商品券発行事業にご協力くださりまして、誠にありがとうございます。商品券をご利用される皆様方におかれましては、下記の注意事項等を厳守の上、本事業の適正かつスムーズな運営にお力添えくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 商品券について

- (1) 商品券の販売期間は、平成27年7月1日（水）～平成27年8月31日（月）です。
（土日祝祭日を除く 午前8時30分～午後5時15分）
※ 完売時点で終了いたします。
- (2) 販売場所は、周防大島町役場 各総合支所窓口です。
- (3) 販売価格は、1冊 10,000円（1,000円券×12枚綴り）です。
- (4) 購入限度は、1人1回につき10冊までです。
- (5) 利用可能期間は、平成27年7月1日（水）～平成27年12月31日（木）です。
- (6) 利用可能店舗等は、別紙「周防大島町プレミアム商品券・周防大島町子育て世帯応援券取扱店一覧表」をご参照ください。また、町のホームページにも掲載をしております。
各店舗等へは商品券が利用できる店舗であることがわかるように、分かりやすい場所にポスターの掲示をお願いしておりますので、ご確認をお願いいたします。

2 商品券ご利用の際の注意事項

- (1) 商品券の利用については、不正使用を防ぐため『切り離し無効』とさせていただきます。ご利用の際は、店舗内レジにて（レジご担当者の前で）切り離し使用してください。（商品券にもその旨記載しております。）
なお、切り離された商品券であっても、商品券の綴りをご持参されており、前後の連番から不正使用でないと判断できる場合は通常どおり利用できます。
- (2) 商品券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等のみに利用可能です。
- (3) 事業主さん等が、自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用することはできません。
- (4) 商品券の紛失や盗難、期限切れ等による損失はご利用者本人の責務といたします。
- (5) 商品券を現金化することはできません。
- (6) 商品券額面にご利用金額が満たない場合でも、釣銭は出ませんのでご注意ください。
- (7) 不足分は現金等でお支払いください。
- (8) 使用有効期限（平成27年12月31日）を過ぎたら商品券は使用できませんし、換金や払い戻しもできません。

3 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務、国や地方公共団体等への支払(税金、電気・ガス・水道料金、電話料金等の公共料金など)
- (2) 有価証券、金券、商品券(ビール券、お米券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等)切手、乗車券、旅行券、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 電子マネー、ポイントカード、プリペイドカード、会員カード等へのチャージ(例:nanaco、maruca)
- (4) たばこ事業法に規定する製造たばこの購入
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)
- (6) 事業活動に伴なう取扱店自らの事業上の取引(原材料、機器類、仕入商品の購入等)、買掛金、未払金の支払等
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払等
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (9) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの使用
- (10) 商品券の交換、譲渡及び売買
- (11) その他、町が商品券の趣旨を考慮し、ふさわしくないと判断したものへの使用

4 問い合わせ先

周防大島町役場産業建設部 商工観光課

〒742-2301 周防大島町大字久賀5134番地(久賀庁舎)

TEL : 0820-79-1003 FAX : 0820-79-1022

(参考)

取扱店舗に掲示をお願いしている
ポスターです。

